

國學院大學學術情報リポジトリ

Articles : Contemporary Significance of the Classic Education

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Takahashi, Daisuke メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000079

古典教育の現在性

高橋大助

1 「古典」の現在

現行の学習指導要領では、「中学校国語」および高等学校の国語科の共通必修科目と定められた「国語総合」に、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」が新設され、古典教育に改めて焦点が当てられたのは周知のことであろう。^① 中央教育

審議会答申では「言語文化と国語の特質に関する事項」とされていたものに、^② 実際の改訂にあたっては、「伝統」ということが冠され新設の意義が明確となり、さらには、この事項が、

小学校の国語科の学習指導要領にも加えられたため、「言語の伝統文化」に関する学びは、初等中等教育を貫いて行われることとなった。この大きな改訂を、国語教育における「古典」の重要視と捉えることは無理のないことだろう。しかし、学習指導要領は、中学校国語および国語総合における古典の教材について、以下のことに留意するよう求めているのである。

古典に関する教材については、古典の原文に加え、古典の現代語訳、古典について解説した文章などを取り上げること。^③

古典の教材については、表現を工夫し、注釈、傍注、解説、現代語訳などを適切に用い、特に漢文については訓点を付け、必要に応じて書き下し文を用いるなど理解しやすくようにすること。また、古典に関連する近代以降の文章を含めること。⁴⁾

いわば、必ずしも訓詁注釈を前提としないオルタナティブな古典教育の方法を積極的に認めるものとなっているのである。⁵⁾ 国語総合での留意点は「古典A」及び「古典B」においても踏襲するよう学習指導要領は求めている。これらは、直接的には「古典の指導については、我が国の言語文化を享受し継承・発展させるため、生涯にわたって古典に親しむ態度を育成する指導を重視する」とした「答申」の姿勢が反映されたものである⁷⁾、古典教育が単なる知識の伝授で終わらないように求めているといえよう。併せて、領域や単元を横断して国語教育における「言語活動」を重視する学習指導要領の姿勢に沿ったものともいえるだろう。

文部科学省のホームページに公開されている「言語活動の充実に関する指導事例集」⁸⁾には、中学校・高等学校での古典教材を用いた活動例として以下のものが示されている。

昔話のルーツを紹介しよう〜古典の様々な作品について知る〜(中学一年)

『小倉百人一首』の和歌を觀賞して文章を書こう〜資料を引用して書く〜(中学三年)

古文と翻訳映像とを比較して古典への興味・関心を広げよう(国語総合)

歴史物語に描かれた情景や人物の表現の仕方を捉えよう(国語総合)

漢文の内容を新聞にしてみよう(国語総合)
季語でクイズ大会を開こう(古典A)

百人一首カルタを楽しもう(古典A)
現代語訳を活用して源氏物語を読み味わおう(古典B)

「色の名」について調べ、報告文にまとめよう(古典B)

各単元名からうかがえるように、いずれも「古典に親しむ」という目標に沿った活動例となっている。さらには、自ら学び考える力の育成を目指した探求型の学習を軸にして、生徒同士の対話による能動的学修を促すアクティブ・ラーニングと呼ばれる方法がとられており、「言語活動の充実」が学ぶ身体の在

りよりの転換を意味していることがわかる。⁹⁾ 中学一年の事例で示された「昔話」を教材とした学習指導案の「言語活動の充実の工夫」の項には次のように書かれている。

この段階の学習では、古典の原文は意図的に扱わないようにし、現代語訳や、作品について解説した本、作品に関連する資料などを準備するようにした。生徒が古典を読むことについての抵抗感を減らすとともに、できるだけ多くの文章や資料に基づいて考えを深めたいからである。ただし、調べたことを紹介する際には、作品の原文の一部を表示したり、音読したりすることもできることを助言している。

学習指導案では、「わらしべ長者」「一寸法師」「かぐや姫」「イソップ物語」「シンデレラ」などの絵本と「今昔物語集」「御伽草子」「竹取物語」「伊曾保物語」「落窪物語」の現代語訳や関連する本とが教材とされている。¹⁰⁾ 絵本等から原典へという探求を目標とする授業であるが、「原文」はその存在を示唆されこそすれ棚上げにされて、原典のテキストが示す意味や物語への近接が試みられることになるだろう。また「国語総合」の

古文に関する事例では、「虫めづる姫君」（堤中納言物語）とアニメーション映画「風の谷のナウシカ」が教材として用いられる。授業は、両作品の比較を話し合ったうえで、「虫めづる姫君」の人物像をまとめ、各自で彼女に対する「応援」もしくは「忠告」のメッセージを作成し、そのメッセージの交換を通じて自身の読みを確認するよう計画されている。王蟲と心を通わせるナウシカを補助線として、古典の中の人物を理解させようとするのである。

こうした方法に対しては、古典に対する皮相な理解をもたらしかねない、と危惧する声が上がるかもしれない。確かに、古典領域に限らず、国語科での単元を貫いての言語活動の重視には弊害も指摘されており、¹¹⁾ 探求型の学習やアクティブ・ラーニングの導入によって、生徒も教師も何かした気になって、その実、学習内容の浅い理解で留まってしまふ嫌いがあることも否定できない。ただ、書かれている内容や文法を教え学ぶことに終始しがちであったかつての古典の授業が、原典に対する深い理解を多くの生徒にもたらしていたともいえないだろう。むしろ試験以外に学ぶ動機を見出せない生徒を量産したとさえいえるのかもしれない。その反省に立てば、曲がりなりにも古典の受容を目標に据えたこうした授業に、古典教育の文学教育とし

での側面に光をあてる可能性があることは否定しえないにちがいない。少なくとも、授業者は古典に取り組む姿勢を改めて問われることにはなるだろう。こうした授業では、授業者が訓読注釈の技量を生徒に示す機会はあまりないだろうが、教科書にはあまり掲載されることのないような古典作品にも目配りし教材を開発して生徒に供することを求められる。何よりもまず、授業者自身が「古典に親しむ」必要が出てくるのである。先に挙げた「古典B」の「源氏物語」に関する事例では、与謝野晶子、谷崎潤一郎、円地文子、橋本治、瀬戸内寂聴、大塚ひかり、林望のテキストが現代語訳として用意され、それらを「現代風」と「古文風」、「原文に忠実」と「独創的」という座標軸上に位置づける作業が行われ、文体や単語の訳し方に注目することを生徒に求めている。このような授業を企画してその学びをサポートするには、授業者自身が、単に原文を読み訳せるだけでなく、「源氏物語」を、その受容がもたらした作品や批評も含めて享受することが求められる。すなわち、古典を教えることができる技量だけではなく、古典を探索し享受する意欲が授業者たる条件となるのである¹³⁾。

2 召喚される「伝統」

ここまで見てきたように現行の学習指導要領は生徒・教師の双方に古典との関係性を組み替えることを求めるものとなっているのである。教育における古典観のこの変更(あるいは古典の価値の再認識)は、まずは、2006(平成18)年に改正された教育基本法との関連から考えなければならぬだろう。具体的には「教育の目標」を定めた第二条の五が注目される。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

この「目標」とともに、前文の第二段には「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」とあり、「伝統」の尊重と継承が、旧教育基本法にはなかった新たな教育の課題として明記されたのである¹⁴⁾。この改正が持つ意味を、教育基本法の改正に先立ち中央教育審議会が行った答申「新しい時代にあふらしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」に求めることは可能はずである¹⁵⁾。答申は「新たに規定する理

念」の一つとした「日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」について以下のよう¹⁶⁾に述べる。

グローバル化が進展し、外国が身近な存在となる中で、我々は国際社会の一員であること、また、我々とは異なる伝統・文化を有する人々と共生していく必要があることが意識されるようになってきた。そのような中で、まず自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、尊重し、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛する心の涵養を図ることが重要である。さらに、自らの国や地域を重んじるのと同様¹⁷⁾に他の国や地域の伝統・文化に対しても敬意を払い、国際社会の一員として他国から信頼される国を目指す意識を涵養することが重要である。

なお、国を愛する心を大切にすることや我が国の伝統・文化を理解し尊重することが、国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならないことは言うまでもない。

ここでは、グローバル化した国際社会にあって、〈他者〉の

アイデンティティの尊重ができ、「他国から信頼される国を目指す」ことのできる市民を育むために、「伝統・文化」に関する教育の必要が説かれている。そうであれば、「なお」以下は、言わずもがな、であるはずであり、むしろこの付言の存在が「伝統・文化」に関する教育の危うさを示しているというべきだろう。ただ、その危うさの本質は、想起しやうい国家主義や全体主義への傾斜という面にはかり囚われると見えにくくなってしまふ。「伝統・文化」の教育の必要が説かれる背景には、人間存在の在りようの変化という問題が横たわっているのである。グローバル化は、知識基盤社会への移行とともに、その変化の主な要因としてあげられるに過ぎない¹⁷⁾。問うべきは、変化への対応として「伝統・文化」の教育がなぜ賞揚されるのかということであろう。

3 「教養」の再評価

2002（平成14）年、中央教育審議会は「新しい時代における教養教育の在り方について」と題された答申を行っている（2月21日付）。その中で示された具体的な提言には、小学校や中学校でティーチングアシスタントとして大学生を採用するこ

とや「朝の10分間読書」の活用、A・L・Tや高等学校におけるインターネットシッピングなどの体験型学習の導入、高大連携の推進など、後に教育現場に定着したものも少なくなく、ここに示された「教養」観は教育基本法改正以降の教育の在り方に大きく影響しているといえるだろう。

答申は、まず、「教養についての共通理解」と「教養の一部としての修養」とが失われつつあるとの現状認識を示す（はじめに）。次いで、「大きな社会変動の中で、既存の価値観が大きく揺らいで（略）新たなモラルや、これからの社会、その中で生きる個人の姿は未だ明確になっておらず、個人も、社会も、自らへの自信や展望を持ちにくくなっている」とする（第1章 今なぜ「教養」なのか）。国民と社会が迎える大きな変動とその悪影響として指摘されるのは以下の四点。第一は「価値観の多様化、相対化」による「社会的な一体感」の弱体化。次いで「経済構造の変化」や「グローバル化の進展」などによる「共通の目的・目標」の喪失。三つ目は「情報化の進展」による「直接的な体験」の減少と「人間関係の希薄化」。最後に「科学技術の著しい発展」による「地球規模での環境問題や生命倫理にかかわる問題」の惹起が挙げられ、加えて、「少子・高齢化」「都市化の進展」「産業構造・就業構造の大きな変化」

といった要因が「家族や地域社会、企業の在り方及びこれらと個人との関係」を大きく変化させつつあるとの言及もなされている。

これらの問題点をふまえて、答申は、「社会における自らの生き方を主体的に選び取り、異なる生き方や価値観との調和を図りながら、より良い社会の構築に寄与する」存在となるために必要な「地球規模の視野、歴史的な視点、多元的な視点で物事を考え、未知の事態や新しい状況に的確に対応していく力」を教養としている（第2章 新しい時代に対応される教養とは何か）。この「教養」の要素として五点が挙げられるが、社会と個人の関係性の改善に必要な自律性と主体性、秩序を作り出す力、他者を思う想像力を教養とする総論的な(1)と「科学技術の著しい発展や情報化の進展」に対応する正確な理解力と判断力を「新しい時代の教養の基本的要素」と説く(3)も看過しがたいものだが、本稿のテーマに即して注目されるのは、(2)(4)(5)でみられる「教養」についての記述である。

(2)では、グローバル化の進展により「世界的広がりを持つ教養」が必要であり、それは「我が国の伝統や文化、歴史等に対する理解を深めるとともに、異なる国や地域の伝統や文化を理解し、互いに尊重し合うことのできる資質・態度」と「世界の

人々と外国語での確に意思疎通を図る能力」のこととされる。この定義は、先に挙げた教育基本法の第二条「教育の目標」五項に直結するものといえるだろう。

(4)では、時代の変化に左右されない「普遍的な教養」が話題とされ、「読み、書き、考えることは、教養を身に付け深めるために中心的な役割を果たす」が「その礎となるのが、国語の力である」とされる。「すべての知的活動に基盤」であるその力を「初等教育の基軸」に据えるべきだとしている。ただ、国語力は「言語技術」である以上に「論理的思考力や表現力の根源である」とあって、これらの記述が、中学校・高等学校国語科における「言語活動の重視」や「読書活動の充実」として学習指導要領に反映されたとみることもできよう。

またここでは「かつての教養の大部分は古典などの読書を通じて得られてきた」として「和漢洋の古典の教養を改めて重視する」ことの必要性にも言及している。

(5)でいわれる「修養的教養」は「礼儀・作法をはじめとして型から入ることによって、身体感覚として身に付けられる」とされるため、柔道・剣道の必修化も思い浮かぶが、「生活文化や伝統文化の価値」の見直しを求めている点から、答申の狙いは、第3章にある「家庭や地域社会の教育力の向上」に置かれ

ているといえるだろう。第3章では「幼児期からおおむね12、13歳ごろまで」を「主体的かつ自律的に学び成長していくための「受容体」¹⁹ともいうべき基盤」を培う時期とし、その際の家庭や地域の役割を以下のように述べている。

家庭や地域の日常生活の中で、子どもたちに古くから伝わる遊びやことわざ、昔話などを教えたり、地域の伝統的な行事に親子で参加したり、家庭で年中行事を楽しんだりすることなどを通じて、伝統的な生活習慣などの「生活文化のかたち」を子どもたちにしつかりと伝え、あいさつやマナー、善悪の判断基準、基本的な社会道徳等を身に付けさせるとともに、美を感じる心や自然に対する畏敬の念、豊かな情緒、宗教に対する理解などをはぐくんでいく必要がある。²⁰

ここでは「型」が「生活文化のかたち」と表現され、その内容は、習俗やならわしという言葉で表現可能なものだといえよう。こうした「かたち」を伝えることで、社会性が身に付き、同時に、感性や思考を磨くことにつながると考えられているのである。

4 「教養」は可能か

新しい時代の「教養」として、伝統への理解とそれを促す古典や「型」の重要性を説くこの答申は、十年以上過ぎた今でも一定の説得力を持つとはいえよう。ただ、いくつか注意すべき点があるのも確かである。

グローバリズムへの処方箋として「外国語能力」というのは理解に難くない。しかし「伝統」が重視されるのはなぜだろうか。この点について、答申は十分に説明しているとは言いがたい。自明と言ってしまうはそれまでだが、アンソニー・ギデンズによれば「伝統は、つねに「内部のもの」と「他者」を区別していく」ものである。人が所属する集団や親和性を感じているものごとについて「伝統がある」と口にするとき、多くの場合、暗に「他とは違う」という意味を強調している。すなわち、「伝統」への言及は、国や地域の固有性の重視の表れとして読むことできる。ただ、グローバリゼーションの嵐の中では、「内部のもの」ではない「他者」を想像的にとらえる力を伴わなければ、固有性の重視が、全体主義や原理主義への傾倒をもたらしかねないということを、我々は目の当たりにしてい

る。「我が国」への深い理解のための教育は、同時に「異なる国や地域」への理解へとつながらなければ、(2)でいわれるような答申の理念は実現されない。このことは「我が国」の古典を教材とする国語科教育の課題の一つとして心に留めておく必要があるだろう。

答申の中では過去の教養について明確にされていないが、それが古典の読書によって得られるというのであれば、その本質を古典の定義に求めることが許されよう。池田亀鑑は「ある古典の典籍が、古典とよばれるには、その典籍がすぐれた享受者の価値判断を通過し」なければならぬが「そういう古典は、実は享受を越えて、はじめから存在したもので」「享受主体に作用し、自らを価値判断の規準として提供するに足る真価をもっている」と「規範性の存在」を古典の条件としている。池田の定義に従えば、「かつての教養」とはこの規範性を身に付けることを意味することになる。

そのうえで注目したいのは「日本人としてのアイデンティティの確立、豊かな情緒や感性の涵養には、和漢洋の古典の教養を改めて重視」すべきと(4)で答申が述べている点だ。「改めて重視」とあるのだから、古典の読書はもともと世界に開かれていたということになる。グローバル化への対応として「和漢

「洋」とすべきではなく、教養のための読書とは、元来そういうものであり、新しい時代の「日本人としてのアイデンティティの確立」にも洋の東西を越えた古典道遥は必要、とされているのである。再び前掲書から池田のことばを借りれば「古典」の語は「東洋の古い書物に見え、規範となすべきもの、またはそういう内容を持つ古代の書籍を意味し」「日本においてもほぼ原義のままに用いられ」たが、明治に入り（クラシック）の訳語として用いられるに際して、「第一級の」作品というニュアンスも付け加わったのである。そうであれば、近代以降は「和漢」の「ふることぶみ」と限らず、ギリシア・ローマの作品も古典であり、また、グローバル化の進展する現在においては、国や地域を越えて古典が発見され得るはずである。²³⁾

その意味では、教科としての国語は、古典とのそうした出会い方から生徒を遠ざけてきた嫌いがあるかもしれない。古典といえど古文と漢文（中国文学を意味しない）のみを指し示し、しかも、一方通行での知識の詰め込みに終始する授業を通過した者が、広く古典に当たりアイデンティティの確立のヒントを見出そうという気になるだろうか。現行の学習指導要領では、既にみたように、古典の授業の在り方については大きな変革を迫っている。しかし、古典への誤解を解くことに関してはあま

り積極的ではないようだ。「国語総合」に「言語文化の特質や我が国の文化と外国の文化との関係について気付き、伝統的な言語文化への興味・関心を広げること」との記述が見られ、他国の古典の教材化の可能性を示唆するものの、同じ高等学校の「古典A」「古典B」には「我が国の文化の特質や我が国の文化と中国の文化との関係について理解を深めること」とあり、「外国」は「中国」に限定され、中学校国語の「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」では「外国」に関する記述がない。小学校第1・2学年では、神話や伝承、昔話を「伝統的な言語文化」の領域で取り上げるよう学習指導要領は求めている、他国・他地域の神話や昔話を教材とすることが可能であり、先に示した文部科学省が挙げる言語活動の具体例にはそうした取り組みに呼応する授業（中学一年「昔話のルーツを紹介しよう」）もあるが、扱う古文・漢文が高度になるにしたがつて、国語の古典の領域は「和漢」に集約されていく。こうした現状をふまえれば、古文・漢文を教材とした授業において、古典の多様性の発見へと誘う仕掛けが必要となるだろう。例えば、先に触れた「国語総合」での「風の谷のナウシカ」を視聴する授業では、それを「虫めぐる姫君」につなげるだけでなく、その名を借り自作のヒロインに名づけたと作者が認めるパ

イエケスの姫君が活躍するホメロスの叙事詩「オデュッセイア」をも探求の射程にいれることができれば、生徒たちは青き衣を着た姫に導かれ、東西を越境して金色に輝く「古典」という広大な野原に降り立つことにはなるはずである²⁶⁾。

「礼儀・作法」のような「生活文化のかたち」に触れ、習慣となるほど繰り返すというのは、「生活文化」を形成した時間の連なりへと身体を開いていく作業である。確かに、「かたち」が身に付いたとき、見えてくる世界は以前とは異なるものとなるだろう。しかし、それは一方で、存在がならわしの内部に組み込まれることを意味している。そのことで内面化される「受容体（レセプター）」は、ならわしに従った「選択」を行うことになるのである。そのレセプターを通して行われる学びは「主体的かつ自律的」と呼びうるだろうか。仮にならわしに内在する規範や価値が正しいとしても、受容体自体を問うことなくしては、「選択」は主体的なものではなく、他に律せられた結果でしかない。しかも、いったん身に付いて感覚となった受容体を相対化することは容易ではない。体罰が指導の名に値しないのは、伝えようする内容がどれほど正しくとも、それを受け入れることが主体的選択を放棄させることに他ならないからだが、答申が(5)で強調する「修養的教養」も身体教育によつ

てもたらされるがゆえに大きな危険を孕んでいるといわざるを得ない。この問題を克服しないことには、「修養的教養」によって、我々の身体は過去にのみ開かれ、伝統文化や生活文化は因習の汚名を着せられることになりかねない。

このように取扱いの難しい「型」との関わり方については、やはり伝統芸能に学ぶべきかもしれない。以前、別稿でも触れたように、歌舞伎の役者や能の演者にとって「型」は先達の実践と研究の痕跡であり、「型」を演ずるといえるのは、その痕跡を慕い、問いかけ、格闘して得た答えを、己が身体を通じて、観客に提示することに他ならない²⁷⁾。「型」の受容とは、身体を以て行われる「型」との対話、「型」に対する批評的な探求を意味する。問い続けながら身に付けることによって「型」は伝承されてきたのである。「生活文化のかたち」へと子どもたちを誘うのであれば、その「かたち」を問うことも促す必要があるといえるのではないか。少なくとも、大人たちは「伝統文化」や「生活文化」の内実を問い見極め、その「価値を改めて見直す」ことを求められるはずである²⁸⁾。

5 ポスト「教養」への架橋

ところで、答申のいう「教養についての共通理解」の喪失²⁹とは、ウルリッヒ・ベックのことばを借りれば、「個人化」すなわち「一人ひとりがみずからの生活歴を自分で創作し、上演し、補修していかなければならない」状態を意味するだろう。³⁰ならわしが支配する世界にあつては、人は選択に迷う必要はない。判断は伝統に従えばよい。近代化は、ならわしを蹂躪したが、正しい判断を行う主体的存在のモデルとして知識人を想定しえた。しかも「知識人としての教養の脈絡あるリスト」さえあつたのである。³¹教養の再定義を行うことでこの「個人化」に対処しようとする答申の方法は、一見まっとうに思えるのだが、「個人化」の本質が見過ごされているといわざるをえない。答申にもある「グローバル化の進展」とは、「自分たちの局所的活動が、遠く離れたところで生ずる出来事や行為作用によって影響されたり、時として規定すらされていく」ような世界の招来であり、そこでは「特定の衣料なり食料品を購入しようとする私の決心は、地球規模でのさまざまな言外の意味をももなつて（略）地球の向こう側の誰かの生計にたんに影響をもたらすだけでなく、その決心自体、人類全体に潜在的な影響を

及ぼしうる生態系悪化の誘因になるかもしれない」のである。³²重要なのは、個人の意思決定が地球規模の影響を及ぼす「かもしれない」ということだ。主体的であるうとするならば、この「かもしれない」というリスクを考慮に入れて、私は選択を行わなければならないとなつた。世界は確かに小さくなつたが、単純化や一元化ではなく、複雑化したのである。世界のこの複雑性に育まれ、人は「個人化」したのだ。複雑化した世界に対応しようすれば、学問とて「専門化、細分化」は避けられず、学問に即した選択にもリスクはついて回ることになる。それゆえ、今日われわれは、「確信できるものを欠いた状態のなかで、自己と他者にたいする新たな確実性を見いだし、創造すること」を強いられるのである。³³

この「個人化」に対して、「確信できるもの」の再構築が「確実性」の獲得につながると考えるのは短絡的にすぎる。そうした試みが生むのは「われわれ感情」という呪文や、外国人との関係断絶、家族や連帯感を重要視し過ぎる傾向³⁴であり、それは、他者の存在を認めず排除するか、あるいは、他者の他者性を無視して暴力的に自己に同化させることではかない。まさにこれこそ、教育基本法の改正に行われた答申が危惧した事態ではないか。「確信」の喪失と他者と出会い

は、同じ出来事の裏表として捉えるべきである。未知なる存在としての他者に出逢うのは、私が「確信できるもの」を失ったからなのだ。いうまでもなく、他者は初めから実在している。

ただ、世界を確信の下に分節化する視線は、本質的に新しいものを、語り得ぬ透明な存在として見過ごすのである。「かもしれない」というリスクを受け入れ、「個人化」を生きようとしたとき、他者が他者性を保ったまま存在し始める。しかもその他者は、観察や考察の対象ではありえず、既に相互依存的なかわりにあると主張するのである。そのような他者との間に「確実性」を構築するには、まず、他者によって照らし出された私を受け止めなければならぬ。それがどれほどグロテスクであつても、他者にとって、私はそういう姿で現前しており、そこにはなにがしかの真実があるのである。私を育んだ「母胎」の影響の下では可視化されにくいその真実を受け止めることは、自身の「伝統・文化」の相対化を促し、他者への架橋を築く契機となる。すなわち、他者を、自身に対する批評的な存在として、互いに受け入れ合うことで、両者の間に公平で安全な平和的な往還の可能性が初めて開かれるのである。そうであれば、複雑化した世界で「生きる力」を育む古典教育は、自身とその母胎とを問い、他者とともに生きうるオルタナティブな

世界を開く、というビジョンの実現に向けたレッスンとして構想されなければならないだろう。

6 古典教育の可能性

池田亀鑑は「古典をうけつぐ人々の態度には、明らかに二つの著しい傾向」があつたとして³⁵いる。「その一は、古典の本来のすがたは何であつたかを、あらゆる可能な方法をつくして追求し、喪われかけている原本的性格をとりかえそうとするもの」であり、いま一つは「古典に存する教育的性格を重視」して「古典から何かを学びとろうと」する態度である。池田は後者を「ルネサンスの精神」に代表させ、「古典に対して驚異し、同感し、それを彼らの生活の規準にしようとした」その姿勢を「古代への単なる復帰ではなく、古代に近代の価値を創造しよう」とするものだったとする。古典に規範性を認める池田がこう述べるのは「古代は彼らの享受によって生きかえり、高い教養の目標とされた」という認識があるからだろう。「ルネサンスの精神」に、発見する知性の働きを見て、池田はそれを古典の学びの在るべき姿として³⁶いるのである。こうした受容を「芸術の領域にある」「新しい価値の創造」とし、「そういう享

受の方法にとつてのみ、古典の存在理由はある」と述べる一方で、そこに「主観の優位性を認めすぎ、客観的、科学的性格に稀薄」となる危険を認め、池田は「学問の領域にある」「原本的性格への復帰」の重要性を示唆する。「長い年代にわたるすぐれた享受者によって、それぞれ価値を附与され」ながら「あらゆる偶然的、特殊的、孤立的な評価を克服して太い一線を画しうる評価の系譜」を得た「歴史の批判に堪えて、永久に輝く典籍」のみが古典の名に値するのであれば、当然のことだろう。ただ、古典の永遠性に関しては少し注意が必要かもしれない。西郷信綱が指摘するように「古典は、何よりもまず同時代のために作られ同時代に対して働きかけ、そのことを通してのみ幾時代をも踏破する力をもつに至った」のであり、そのように「時代ごと」に読みかえられて行くのは「人間的本性をそれが表現しているから」というより、古典が「さまざまな種類や次元の経験を組織し、多元の音階を蔵している」からである⁽³⁶⁾。古典は、時代を越えて「確信できるもの」を内在させているのではなく、どの時代にあつても新たな発見へと享受者を誘う力に満ちているのである。いつの時代も享受しようとする者にとつて他者として立ち現れるから古典には永遠性が認められるのだ。古典は「自分の顔を写し出しそれに見とれる」「自己

同一的なくりかえし」を許容してしまひもするが、一方で「馴れ親しんでいた作品が、ある日、突如と、目つぶしてもくらつたようにわからなくなり、異様なものに見えてくるといった状態に見舞われる」と西郷は述べる。そのうえで、「その異様なわからなさに驚歎する」ことが「自己同一の世界」に裂け目を入れる契機となると説く。西郷はこれを「真の批評や学問の始まりとするが、「分析的享受」とも言い換えられる古典へのこの近接は、古典の他者性を引き受けつつ問い続けるという対話の継続を意味するだろう。「分析的享受」は「問題意識によつて過去を現代に拉し来るような読みかた」をもたらずとされるが、その読み方は、「型」によつて過去へ導かれた身体によつて現在を照らし出す行為に他ならない。この現在性こそが、古典に内在している古典たる条件というべきかもしれない。

古^{いにしへ}を稽^{かむ}へて風猷^{かぜのたま}を既^{すで}に頹^{おち}へたるに繩^{ただ}したまひ、今^{いま}を照^あし
て典教^{てんきょう}を絶^たえむと欲^ほするに補^{おぎな}ひたまはずと云^いふこと莫^なし

(『新編日本古典文学全集 古事記』³⁷)

『新編古典日本文学全集』によれば「代々の天皇たちが理想的な秩序を保ち続けてきたこと」を述べているこの部分に、武田祐吉は注目する。「風猷」や「典教」を正す、「古を稽へ」「今を照」すという方法、「稽古照今」に武田は「古人の歴史に對する大思想のあらわれ」を見いだすのである。「稽古は、古道を考えることである。しかも古を考うるゆえんは」「これをもって今を照らして風教に益あらしめる」。すなわち「歴史は、過去のことを明らかにし、これによって現代を指導するものであること」が「古事記」序文に述べられていると武田は考える。しかも、「稽古」は漢籍に見られ、「温故知新」など似た意味の格言もあるとしながら、「照は光によって明るくする意味であり、ここに現代を指導する意味」が見出せる「照今」は、漢籍に「出典のない文字で、特にここに作られた字面となすべき」と述べ、そこに「古事記」のオリジナルの考えが見られるとしているのである。「只漢人の常にいふなる趣を、文のかざりに書るのみなり」とこの部分を「漢意」による浅薄な修辭と見る本居宣長とは対照的な見解である。西郷信綱は、宣長を支持して「美辞麗句の挨拶」だとし、武田と同じくこの箇所を重視する山田孝雄を批判して「この序を九天高く持ち上げ」「日本の政治の要綱」ここにありとするのは偽造された読み

と「断じている。同様に、直後にある「国体」への言及を根拠として武田の説を退けることはたやすい。だが、武田の真意はあくまで「今が大事だということ」にあるのだと、青木周平は強調する。青木は武田の「古事記」講義ノートにある言葉を引いて、「古典研究にとつて今が大事である。まさに「太古史としての意識」、「過去表現の言語」ではあるんだけど、それは今と比較しなければならない。その考えが、最後に「今との比較」というところに」見えるのだと述べる。青木の見解に従えば、「古事記」という日本最古の古典に、伝承される過去とあるべき付き合い方を見いだし、武田はそれを自らの教育研究の基盤に据えているのだといえよう。そうだとすれば、「照今」は、古代日本の独自性を証明するキーワードとしてよりも、「古事記」が時代の切実な要請によって生み出された、「今」のための、過去を編み上げたテキストとしてあることを的確に示すことばとして注目されているととるべきではないか。すなわち、時代の困難さを乗り越えようとする「古事記」の批評性を、「照今」ということばから嗅ぎ取っていることが、青木によって復元された武田の姿勢にはうかがえるのである。古典はそこに内在する現実への批評性ゆえ、常に新しく、時代を越えて人を誘う。その批評性は、世界の新たな相への予

感や発見として言い換えることができるかもしれない。

『古今和歌集』は、その成立以降、人々の季節や事物の捉え方に大きな影響を与えてきました。春にはウグイスや桜を待ち、鳴き始めたホトトギスの声に夏の到来を感じ、秋には紅葉をめぐる――現代にも受け継がれているこのような感受性の型は、『古今和歌集』の成立以降に広まり、長く私たち日本人の心に定着してきたものです。

しかし、このような型に収まりきれない感受性を持ち、型を押し広げてより自由な表現を実現しようとする者が常に存在しました。その一人が清少納言です。このような表現者の試みによって、文学は、新しい表現方法を発見し、表現対象を拡大し続けてきました。皆さんが触れている現代文学の優れた表現も、長い時の中でのこうした試み、発見、拡大を通して生まれてきたものなのです。

（『中学校国語3』学校図書）

この文章の後に、枕草子が置かれる。古典へのこの的確な批評を手掛かりとして、季節や日常の出来事に新たな容貌を見いだす古代の感性に「親しむ」ことができれば、おのずと世界は

変わって見えるに違いない。古典教育の可能性の中心はそこに存在する。

註

- (1) 現行の学習指導要領は、中学校が幼稚園・小学校とともに2008（H20）、3、28に、高等学校が2009（H21）、3、9に全面改訂された。
- (2) 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」(2008（H20）、1、17)。「8各教科・科目等の内容」の「(2)小学校、中学校及び高等学校」の「①国語」の「(i)改善の基本方針」の一つ目の項目。以下、中央教育審議会の答申は、文化省ホームページ内「審議会別諮問・答申等一覧」(www.mext.go.jp/b_menu/shingi/toushin.htm)の「中央教育審議会」に拠った。「中学校学習指導要領」国語、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(5)。
- (3) 「中学校学習指導要領」国語、「第3指導計画の作成と内容の取扱い」の3の(5)。
- (4) 「高等学校学習指導要領」国語、第2款の第1国語総合の「3内容の取扱い」の(6)のイ。
- (5) 中学校国語の教科書では、この学習指導要領に依拠した形で、古典教材に訳文を付しものが増えている。定番教材の一つ、「徒然草」52段、通称「仁和寺にある法師」を例にとれば、このテキストを教育出版、三省堂、東京書籍、光村図書の四社がいずれも二年の教科書に採用するが、そのうち三社が全訳を掲載、残る一社（光村図書）も部分訳をつけている。こうした教材を有効に使うには、授業者はより深く、テキストの世界へと分け入る必要がある（拙論「教室を古典の教授の場とするために――仁和寺にある法師」（徒然草52段）を手掛か

- りに「国學院大學教育学研究紀要第48号」、2013 (H26) 2)。
- (6) 「高等学校学習指導要領 国語」第3款各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の2の1)
- (7) 注2「(1) 改善の基本方針」の三)目の項目。
- (8) 文部科学省ホームページ「先生応援ページ(指導資料・学校評価等)」、「言語活動の充実に関する指導事例集」(www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/sensitouen/1300990.htm)
なお、中学二年では古典教材を用いた活動例ではなく、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」のうち「ウ漢字に関する事項」に中心が置かれた「これで納得! 私たちが身に付けるべき常用漢字」漢字を読む、書く」が挙げられている。
- (9) この点については、注8の中学二年生の活動例も同様である。
- (10) 学習指導案には「落窪物語」は「シンデレラ」の元になった話ではないが、地域を越えて似た話があることに興味をもたせたいと考え、関連する「古典」として示した」と注記されている。
- (11) 阿部昇は「言語活動」のもつ位置や意義が十分に理解されないこともあって(略)「感想を交流」「推薦の文章を書く」こと自体が自己目的化した授業例が見られ、また、現場教師からは「言語活動」に重きを置こうとするとうれいも教材の読みが「おざなりになってしまふ」という声あることを紹介している。「単元を貫く言語活動」は「活動主義」を導き出す可能性を持つ(「授業で子どもに必ず身につけさせたい「国語の力」 科学的「読み」の授業研究会編、学文社、2014 (H26) 8)。
- (12) 文部科学省の小原俊は「学習指導要領に示された「1目標」と「2内容」の趣旨に沿って行われる限り」において「教師が自ら開発した教材を中心に据えた単元を構想し、検定済教科書に採録されている教材を関連教材、あるいは資料」として取り扱うことも可能だとしている
- (13) 「国語科教育における教科書の位置と取り扱い」(月刊国語教育研究 No.501 (日本国語教育学会編、2014 (H26) 1) 所収)。
こうした現状を鑑みたとき、今日の国語科教員の養成(及び現場教員に対する研修)においては、古典教育の文学教育としての側面を欠くことはできないだろう。
- (14) 「学校教育法」では、第二十一条「教育の目標」の三として以下の条文がある。
「我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解を導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」
- (15) 2003 (H15) 年3月20日答申。第二章の1の5。
- (16) 注15「答申」第二章の「2具体的な改正の方向」の「(1)前文および教育の基本理念」。
- (17) 現行の学習指導要領の文部科学省による「解説」では、中学校・高等学校いずれも、「改訂の経緯」について以下のように述べている。
「21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識のものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。」
- (18) これらは「第3章どのように教養を培っていくのか」の中で「具体的な方策」してあげられている。
- (19) この用語については、「答申」は以下のように解説する。
「細胞に存在し、細胞外の物質や光などを選択的に受容する物質の総称。レセプターともいう」
- (20) 「第三章、どのように教養を培っていくのか」・「第一節 幼・少年期

における教養教育」。ここからこの答申を、教育基本法で新たに「家庭教育」（第十条）が規定された背景の一つと考えることは可能であろう。

- (21) 「ポスト伝統社会に生きること」（『再帰的近代化』（ウルリッヒ・ベック・クアンソニー・ギデンス・ナスコット・ラッシュ著、松尾精文＋小幡正敏＋叶堂隆三訳、而立書房、1997（H9）、7）所収）。
- (22) 『古典学入門』（岩波文庫、岩波書店、1991（H3）、5）。「編集付記」には「本書の底本には『古典の読み方』（学生教養新書、一九五二年、至文堂刊）を使用し、表題を『古典学入門』と改めた」とある。
- (23) 浜本純逸は「私たちは、「虚」の世界を創造することによって自然・社会・自己の真実なものを認識し、生を豊かにしてきた。各民族や各国民の「虚」による世界認識の総体が「世界文学」であり、その中で時間の洗礼を受けて、たえず人々の心に再生産され続けてきたものが古典である」との認識から「共通教養としての古典」という枠組みとは別に、新たに、「世界認識の履歴を学ぶ古典」という枠組みの必要性を説いている（『世界認識の履歴を学ぶ古典』（『浜本純逸先生退任記念論文集 国語教育を国際社会へひらく』（記念論文集編集委員会編、汲水社、2008（H20）年、3）所収）。
- (24) 第二款の「第1国語総合」の2の（伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項）の(1)の(ア)。
- (25) 第二款の「第5古典A」の2の(1)のウ、「第6古典B」の2の(1)のオ。
- (26) 探求型の学習としてはそれほど困難ことではない。ネット検索を行うだけで、ナウシカというキャラクターが二つの古典を横断する形で構想されたことを知ることができ。
- (27) 拙論「対話としての古典教育」（『國學院大學教育学研究室紀要第46号』、20112（H24）、2）
- (28) 芝三光が提唱した「江戸しぐさ」と称される怪しげな伝承をそのまま教育の方便として用いるようでは見直しなどおぼつかない。
- 「江戸しぐさ」はもともと、明治以降の誤った日本を否定しようとする芝の反骨の産物だった。
- ところが、「江戸」を理想化し、過去への回帰を求めた「江戸しぐさ」は、結果として過去の日本を賛美する勢力にとっても利用価値を持ってしまったのである。（原田実「江戸しぐさの正体 教育を蝕む偽りの伝統（星海社新書52）」、講談社、2014（H26）、8）
- (29) 「哲学を諸学の基礎とするような学問の体系的性が失われ、学問の専門化、細分化が進む中で、教養についての共通理解というべきものが失われてきた」（「新しい時代における教養教育のあり方について」の「はじめに」）
- (30) 「政治の再創造」（注21前掲書所収）
- (31) 「それは、例えば、学問の体系の基礎を成す哲学や思想、科学、文学や芸術の古典をはじめ、教養として広く認められた書物のリストであった」（注31に同じ）
- (32) ギデンス、注21前掲論。
- (33) ベック、注30前掲論。東日本大震災での原発事故は、われわれにこのことを実感させるべきことであつたらう。
- (34) ベック、注30前掲論。
- (35) 池田、注22前掲書。
- (36) 「古典をどう読むか」（『日本文学の古典第二版』（西郷信綱・永積安明・広末保著、岩波新書、岩波書店、1966（S41）、2）所収）。
- (37) 山口佳紀・神野志隆光校中・訳、小学館、1997（H9）、6。
- (38) 『古事記密紀攷』（青磁社、1944（S19）、1）。なお引用は『武田祐吉著作集第二巻古事記篇I』（角川書店、1968（S48）、8）に拠った。
- (39) 「古事記伝（一）」（本居宣長者、倉野憲司校訂、岩波文庫、岩波書店、1940（S15）、8）
- (40) 『古事記注釈第一巻』（ちくま学芸文庫、筑摩書房、2005（H17）、

4)

なお、西郷が取り上げた山田孝雄の説は『古事記序文講義』（国幣中社（志波彦神社・塩釜神社）、1935（S10））所収。同書の中で、山田は、古事記序文には「国家統治の大綱を短い文の中に巧にのべてある」としている。

(41) 『講演録』武田祐吉の〈古事記学〉—講義ノートを通して—（国學院大学伝統文化リサーチセンター研究紀要第1号）、2009（H21）. 3)

(42) 単元名「発見する言葉—枕草子」とあり、「春はあけぼの」（初段、「うつくしもの」（第一—段の一部）、「香炉峰の雪」（第二—九段）が掲載されている。